

(残留職工分) 10.10.6.

1. 従前通り、待遇=元、今後3ヶ年向
系統に於使用される。
2. 若し、途中解雇した場合も2週間の
以前=通知される。
3. 解雇の場合、元を3ヶ月以上、0.3倍
額を支給される。
4. 今後解雇される場合、0.3ヶ月以上、
日給額より、元より支給される。
- 高、大澤幸作、元、退職又、不具備
=元を元より支給される。
6. 左要件を付提出=付付控性者に対し
元。

1. 承認。

2. 承認。

3.

解雇者=元を元より支給。

4.

5. 承認。

以上。

要求案 10.3.16.

足尾銅山。

1. 團結権を認め労働条件、維持及改
善、在組合に協議決定される。

解決案 10.4.18.

1. 針葉所へ全日女針葉所聯合
會並=全日抗女組合、専断的存
在を認め針葉所、業務=支障が
ある範囲=於ては、是達維持
妨がれるに於ては、之を是達=対し、
好意を表すに、又、団体針葉
所、施設=対し好意を表す。

2. 将来良好なるに、現在低下を
3. 拒絶。

2. 最低賃金7/日180銭とする。
3. 坑口8時間制実施。
- 但し、6時間就業、但し、所を在る。
4. 勤続慰労手当を、3年以上、考=給。

4. 勤続慰労手当を、5ヶ年、17ヶ